

## 第2章 建築物等に関する基準

(建築物等に関する基準)

第7条 協定区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、及び意匠は法を遵守するとともに、次の各号に定める基準による。

- (1) 敷地の区画は、別添区域図に示された区画を変更してはならない。ただし、隣接する複数区画を一体として利用する場合は、この限りでない。
- (2) 建築物は、1敷地に1棟1戸とする。
- (3) 造成完了時点で、築造されている石積及び擁壁の天端位置より新たに外周境界方向の空間へ人工地盤等の目的で工作物を張り出したり、延長してはならない。
- (4) 車庫、門及び門柱等は、その各部分の位置から、道路との境界線までの距離が0.5メートルに満たない範囲内は築造してはならない。門等の扉は解放時に、敷地境界線を越えてはならないものとする。
- (5) 道路境界線から0.5メートル以内に、高さが2メートルを越えるへいを築造してはならない。
- (6) 道路に面する垣又は柵は、生け垣あるいはネットフェンス・鉄柵等とし、ブロックのへい、その他これに類するものは、築造してはならない。ただし、高さが0.6メートル以下のものについては、この限りでない。
- (7) 宅地の地盤面の高さは、分譲時の現況地盤面を変更してはならない。ただし、造園及び車庫の築造による一部の変更は、この限りでない。
- (8) 宅地には植栽を行い、特に道路境界線より0.5メートル以内には、低木にて植栽し美観に努めること。
- (9) 建築物の色彩、形態及び付属建築物等は、良好な住宅地に調和するものでなければならない。
- (10) 造成完了時点で築造されている間知石ブロック積擁壁の天端コンクリート外側より0.5メートル範囲内に建築物を築造してはならない。